

金沢市食品ロス削減推進協議会設置要綱

(令和3年4月1日決裁)

改正 令和6年3月22日決裁

(設置)

第1条 本市は、金沢市食品ロス削減推進計画に基づいて、食品ロス（本来食べられるにもかかわらず、捨てられる食品をいう。以下同じ。）の削減を推進するため、必要な事項を協議する機関として、金沢市食品ロス削減推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 食品ロス削減に関する取組の検討及び推進に関する事項
- (2) 食品ロス削減に関する情報交換及び情報提供に関する事項
- (3) 食品ロス削減に関する普及啓発に関する事項
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(委員)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学識経験者、事業者、関係団体及び公募による一般市民のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の開催)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決する。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴取することができる。

(プロジェクトの設置)

第10条 食品ロス削減を推進するため、必要な事項を専門的に検討する組織として、協議会内にプロジェクトを設けることができる。

(プロジェクト委員)

第11条 プロジェクトは、協議会の委員及び知識経験を有する者のうち若干名の者で組織する。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、環境局ゼロカーボンシティ推進課において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後において最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

附 則 (令和6年3月22日決裁)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。